

契約書(案)

一般財団法人京都府民総合交流事業団（以下「甲」という。）と「落札者」（以下「乙」という。）とは、京都府民総合交流プラザ・京都テルサで使用する電力調達に関し、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添「仕様書」及びこの契約の条項に基づき、甲が京都府民総合交流プラザ・京都テルサで使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約の要領)

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

(1) 需要場所、供給仕様等

別添「仕様書」のとおり

(2) 契約金額

別紙「契約単価表」（以下「単価表」という。）のとおり

（単価表の各金額には消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 契約保証金

乙は落札金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、以下の場合は免除する。

ア 過去2年間に国又は地方公共団体と、当該入札に係る契約と種類を同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものである場合であって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

イ その他契約担当者が必要ないと認めるとき

(5) この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面によりこれを行う。

(権利義務譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(秘密を守る義務)

第4条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後(解除を含む)に関わらずこの契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。

ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

(料金の算定)

第5条 電力料金は、仕様書に定める各需要場所の契約電力に単価表の基本料金単価を乗じて得た額(以下「基本料金」という。)に計量期間に係る使用電力量に単価表の電力量料金単価を乗じて得た額(以下「電力量料金」という。)を加算した額とする。

ただし、基本料金は、仕様書によって算定された力率割引又は割増しを行うものとし、電力量料金は、仕様書によって算定された燃料費調整額等を差し引き、又は加えるものとする。

- 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金等は、仕様書の規定により算出した額とする。
- 3 燃料費調整及び市場価格調整を設ける場合は、京都府を区域とする地域を管轄する一般送配電事業者の最終保障供給約款による燃料費調整額及び市場価格調整額を上回らない範囲で、甲乙協議のうえ調整を行うことができる。また、供給者が定める約款の規定による算定方法であれば、燃料調整等を行うことができる。
- 4 基本料金及び従量料金の単価については、京都府を区域とする一般送配電事業者の料金及び単価変更並びに供給条件の変更があっても、契約期間中の変更は原則として甲乙共に応じないものとする。ただし、電力関係の制度変更など甲乙の不可抗力に起因する場合においては、甲乙協議のうえで変更することができる。

(代金の支払等)

第6条 乙は、月毎に第5条により算出した金額の合計額(以下「料金」という。)を、計量期間の翌月に、甲に対し、請求書により請求するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する請求書を受理したときは、供給約款等に定める支払い期日(以下「支払日」という。)までに、乙に代金を支払うものとする。ただし、支払日が日曜日又は銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」という。)に該当する場合は、支払日をその翌日とする。また、その翌日が日曜日又は休日に該当するときは、さらにその翌日とする。

- 3 甲は、前項に規定する支払日までに支払うことができなかつた料金については、供給約款の規定に基づき乙に支払うものとする。

(単位及び端数処理)

第7条 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(接続供給契約等の義務)

第8条 乙が、電気事業法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者であるときは、自己と関西電力送配電株式会社との間に、自己がこの契約に基づき、電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結し、その写しを甲に提出しなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を乙に通告することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が電気を供給する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

(4) 前3号に掲げるほか乙がこの契約に違反しこの契約の目的が達せられないと認められるとき。

2 乙は、正当な理由があるときは、その事由を解除しようとする日の1月前までに甲に通告することにより、この契約を解除することができる。

(談合等による解除)

第9条の2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の排除措置命令がなされ、同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 乙に対し、独占禁止法第50条第1項の納付命令がなされ、同条第5項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 乙に対し、独占禁止法第65条、第66条第1項、同条第2項、同条第3項又は第67条第1項の規定による審決（独占禁止法第66条第3項の規定により原処分の全部を取り消す旨の審決を除く。）がなされ、独占禁止法第77条に規定する期間内に、この審決の取消しの訴えが提起されなかつたとき。

(4) 乙が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 前4号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法

第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(特定調達契約に係る契約の解除等)

第 9 条の 3 甲は、契約期間が満了するまでの間は、第 9 条第 1 項及び前条の規定によるほか必要があるときは、契約の履行を停止し、又は契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第 10 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の 10 分の 1 を違約金として甲が指定する期日までに支払うものとする。

- (1) 第 9 条第 1 項の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するときとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(損害賠償)

第 11 条 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えたときは、甲は乙に対し、その損害の賠償を求めることができるものとし、乙は、甲から請求があったときは、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

ただし、賠償の額は甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2 契約期間内に、乙の責めに帰すべき事由が無く、甲が契約を解除する場合は、乙は、供給約款の規定に基づき契約代金の精算金等を請求できるものとし、甲は、乙にその精算金等を支払うものとする。

(損害賠償の予定)

第 11 条の 2 乙は、第 9 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害

賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額の 10 分の 2 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 5 号までのうち処分、審決、その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第 12 条 第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第 13 条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（関係法令の遵守）

第 14 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他 の関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（疑義等の決定）

第 15 条 この契約書に定めのない事項は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等を参考に、原則として供給者が定める供給約款によるものとし、双方協議の上で決定するものとする。この契約の条項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通
を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 京都市南区東九条下殿田町70番地
一般財団法人京都府民総合交流事業団
理 事 長 小 林 裕 明

乙

契 約 単 價 表 (案)

項 目	金 額 (税込)	単 位
基本料金		円／kW
従量料金	夏季	円／kWh
	その他季	円／kWh